

2019年度 入学試験解答用紙〔社会〕(35分)

第2回 2月2日実施
吉祥女子中学校

1

問1	問2	問3	問4	問5
イ	エ	ア	文禄	エ
問6	問7	問8	問9	
ウ	カ	ウ	足利義満	
問10		問11		
安政		イ		
問12	問13	問14	問15	
ア	ウ	イ	エ	

2点×11

22

1点×4

4

2

問1	問2		問3	問4
ア	琵琶湖		エ	水郷(地帯)
問5	問6	問7	問8	問9
ウ	イ	カ	ア	明治用水
問10				
エ				
問11				
家畜に飲ませたり飼料を栽培するため水が大量に使われるから。				
問12	問13	問14	問15	
オ	イ	ア	ウ	

2点×11

22

1点×4

4

【解答例】

3

問1				
ウ				
問2				
官僚は選挙による民意の統制を受けないから。				
問3	問4	問5	問6	問7
世論	イ	ウ	イ	エ
問8				
不	断	の	努	力
問9	問10			
イ	ア			

2点×8

16

1点×2

2

【解答例】

受験番号	氏名
	模範解答

得点
70

(記述式解答の採点について)

第2回

※設問文には「1行で説明しなさい」とあります。採点のポイントを満たしていても、解答が長くなってしまい2行にまたがった場合は、一切採点の対象とはなりません。設問文をよく読んで、要求されている条件を必ず守って解答する必要があります。

2 問11

【模範解答例】

家畜に飲ませたり飼料を栽培するため水が大量に使われるから。(2点)

【採点のポイント】

- ①「家畜に飲ませる」という点に言及しているか。(1点)
⇒「家畜」の部分は具体的に「牛」や「豚」でもかまいません。
- ②「飼料を栽培する」という点に言及しているか。(1点)
⇒「飼料」の部分は具体的に「穀物」や「牧草」でもかまいません。また、「とうもろこし」など家畜の飼料となる具体的な作物でもかまいません。

【部分点を与えた解答例】

家畜を飼育するために水が使われるから。(1点)

⇒一見正解でも良さそうな解答ですが、「家畜を飼育する」という言葉はとても曖昧で具体性に欠けています。この問題は、水が単に家畜が飲むためだけでなく、家畜が食べる飼料作物を栽培するために使われている、という2つの点に着目して解答する必要があります。「家畜を飼育する」だけでは、そのどちらについて言っているかがわかりません。ただし、全体として間違ったことを書いているわけではありませんので、1点を与えました。

【得点を与えなかった解答例】

農畜産物に水を与えるため。
農畜産物を加工する時に水を使うため。

⇒「農畜産物」あるいは「畜産物」と言った場合、一般的に生きた家畜ではなく、牛肉や豚肉に加工されたものを指します。肉に水をかけて洗う場合もあるかもしれませんが、問題の趣旨とは大きくかけ離れています。よってこのような解答には得点を与えませんでした。

3 問2

【模範解答例】

官僚は選挙による民意の統制を受けないから。(2点)

【採点のポイント】

- ①「官僚は国民によって選ばれていない」ということに言及していれば2点を与えました。
 - ②「主権を持つ国民が選んだ代表者である国会議員が法律を成立させるべきだから」というように、官僚の側からではなく国会議員の側から説明してあるものも2点を与えました。
- ⇒この問題は、「国会議員ではなく官僚が政治において主導権を持つことの問題点を、国民主権という観点から説明しなさい。」というものでした。官僚は～という書き方をしていなくて、選ばれていない方がどちらかわからなくても、問い方から自明のものと考えて2点を与えました。

【部分点を与えた解答例】

民意が反映されにくくなるから。(1点)
国民の意見を尊重しにくいから。(1点)
官僚は国民の意見を聞く必要がないため、国民に主権がなくなるから。(1点)

⇒いずれの解答も、国民の意向については触れているものの、選挙のことが書いておらず、理由が不明確になってしまうため1点としました。

【得点を与えなかった解答例】

内閣は行政機関であるため、三権分立が崩れ独裁政治になるから。
本来法律をつくる立法権は内閣ではなく国会だけが持つ権利であるから。
内閣は国民が間接的に選んだから。

⇒1つ目の解答は、「国民主権の観点から」という問題の指示から離れてしまっているため得点を与えませんでした。2つ目の解答は、選挙のことに触れておらず、国民主権とのつながりも不明確なため得点を与えませんでした。3つ目の解答は、問題は官僚のことを聞いていて、内閣のことを聞いているわけではないため、得点を与えませんでした。